

周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

周南市立幼稚園保育料徴収条例(平成15年周南市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (3) 同一世帯に幼稚園児の兄又は姉が2人以上いるとき。この場合において、当該兄又は姉が、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童であるときは、その者を幼稚園児とみなすものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市立幼稚園保育料徴収条例の規定は、平成25年度の保育料から適用する。

周南市立幼稚園保育料徴収条例新旧対照表

(参 考)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(保育料の免除又は減額) 第2条 本市に居住し、周南市立幼稚園に在籍する幼児(以下「幼児」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者に係る保育料は免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>同一世帯に幼稚園児の兄又は姉が2人以上いるとき。この場合において、当該兄又は姉が、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童であるときは、その者を幼稚園児とみなすものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(保育料の免除又は減額) 第2条 本市に居住し、周南市立幼稚園に在籍する幼児(以下「幼児」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者に係る保育料は免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> |